

(一社) 栃木県経営者協会 会長	様
(一社) 栃木県商工会議所連合会 会長	様
栃木県商工会連合会 会長	様
栃木県中小企業団体中央会 会長	様
(公社) 栃木県経済同友会 筆頭代表理事	様

栃木県知事 福田 富一

適切な価格転嫁の実現に向けた取組について（依頼）

本県の産業労働行政の推進につきましては、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

現在、原材料価格やエネルギーコストの高騰等は、企業活動に大きな影響を及ぼしております。こうした状況下において、中小企業者が事業を継続し、従業員の人材確保や賃上げを実現するためには、適切な価格転嫁等により、サプライチェーン全体で適切に利益を共有し、コスト上昇分を負担していく環境の整備が重要となっています。

つきましては、サプライチェーン全体の付加価値の向上、共存共栄の関係構築に向け、貴団体の会員企業等に対し、改めて下記事項を周知くださいますようお願いいたします。

記

1 適切な価格転嫁について

親事業者（発注側の事業者）におかれては、下請事業者（受注側の事業者）から価格交渉の申出があった場合には、コストの上昇分を考慮した上で取引価格を協議するなど、適切な価格決定を行ってくださるようお願いいたします。

2 パートナースhip構築宣言について

国では、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、発注者側の立場から企業の代表者の名前で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の取組を進めております。

本宣言の趣旨を御理解いただき、取組に参加くださるようお願いいたします。

産業労働観光部 工業振興課 地域産業担当 TEL：028-623-3198 MAIL:kougyou@pref.tochigi.lg.jp

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※ 下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※ 「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い>

大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688
提出先URL : <https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。
公益財団法人
全国中小企業振興機関協会

